



長野県報

12月27日(木)
平成30年
(2018年)
第3038号

目 次

規則

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（義務教育課） 1

告示

指定管理者の指定（4件）（文化政策課） 1

指定管理者の指定（文化政策課信濃美術館整備室） 2

指定管理者の指定（3件）（障がい者支援課） 2

保安林予定森林の取消し（森林づくり推進課） 3

指定管理者の指定（2件）（都市・まちづくり課） 3

指定管理者の指定（スポーツ課） 3

指定管理者の指定（スポーツ課） 3

長野県選挙事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会） 4

公 告

漁業法に基づく漁業権の免許（園芸畜産課） 4

土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課） 4

開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課） 4

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（2件）（生活安全企画課） 5

平成29年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置（監査委員事務局） 7

特定調達契約に係る落札者の決定（食品・生活衛生課） 14

規則

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年12月27日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第9号

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員のへき地手当等に関する規則（昭和46年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の3」を「100分の2.7」に、「100分の4」を「100分の3.7」に、「100分の5」を「100分の4.7」に、「100分の6」を「100分の5.7」に、「100分の7」を「100分の6.7」に改め、同条第2項中「100分の2.5」を「100分の2.2」に改める。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

義務教育課

告示

長野県告示第689号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県県民文化会館の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成30年12月27日

長野県知事 阿部守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

一般財団法人長野県文化振興事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市若里一丁目1番3号

2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

文化政策課